

# 健康保険 育児休業等終了時報酬月額変更届

常務理事	事務長	課長	担当者

みづほ健康保険組合

被保険者情報	被保険者証の (左づめ)	記号 —	番号 —	生年月日 <input type="checkbox"/> 昭和    年    月    日 <input type="checkbox"/> 平成			
	氏名	フリガナ			性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	
	養育する子の氏名	フリガナ			性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	
	養育する子の 生年月日	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和	年	月	日	従前の標準報酬月額 千円	
	育児休業等を 終了した年月日	令和	年	月	日	備考	
報酬月額				支払基礎日数20 日以上月の 報酬月額の総計	改定年月 年 月	備考 遡及支払額 昇(降)給差の月額 昇(降)月	決定後の 標準報酬月額
支払基礎 日数	通貨による ものの額	現物による ものの額	合計				
月 日	円	円	円	円	円	円	円
月 日	円	円	円	平均額	修正平均額	円	千円
月 日	円	円	円	円	円	年 月	千円

申出者	健康保険法施行規則第38条の2の規定により申出します。 みづほ健康保険組合 理事長 殿		令和 年 月 日提出
	住所 氏名 電話	(                      )	

事業所情報	上記のとおり被保険者から申し出がありましたので提出します。		
	令和	年	月 日
	事業所所在地 事業所名称 事業主氏名		
	電 話	(                      )	

育児休業等終了時報酬月額変更届と

育児休業を終了し仕事に復帰したとき、短時間勤務や所定外労働の免除などで、休業前に比べて報酬が低下する場合があります。職場復帰後も引き続き育児休業にかかる3歳未満の子を養育している場合、随時改定の基準に関わらず被保険者の申出により標準報酬月額の改定ができます。

被保険者証のマイナンバー記載欄

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

受付印